

○守口市手数料条例（抜粋）《長期優良住宅関係》

別表第3（第2条関係）

長期優良住宅建築等計画に係る手数料

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この別表において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める金額の手数料を徴収する。

- (1) 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請（以下この号において「認定の申請」という。）をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定の申請	床面積の合計	住宅	
1	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この別表において「品確法」という。）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	13,000円
			増改築基準が適用される住宅	17,400円
2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。以下この別表において同じ。）に係るもの	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	21,300円
			増改築基準が適用される住宅	29,600円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	35,300円
			増改築基準が適用される住宅	49,900円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	55,200円
			増改築基準が適用される住宅	77,000円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	97,500円
			増改築基準が適用される住宅	136,400円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	163,400円
			増改築基準が適用される住宅	228,000円
10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	279,700円		

		の	増改築基準が適用される住宅	387,200円
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	73,600円
			増改築基準が適用される住宅	108,700円
4	その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	130,000円
			増改築基準が適用される住宅	192,700円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	207,000円
			増改築基準が適用される住宅	307,300円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	408,100円
			増改築基準が適用される住宅	606,300円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	730,000円
			増改築基準が適用される住宅	1,085,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1,255,000円
			増改築基準が適用される住宅	1,865,500円
		10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	2,323,700円
			増改築基準が適用される住宅	3,453,000円

備考

- この表中の用語の意義は、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号。以下この号において「告示」という。）における用語の意義によるものとする。
- 備考1の規定にかかわらず、「床面積の合計」とは、認定の申請に係る認定対象建築物（告示第2の5に規定する認定対象建築物をいう。）の床面積の合計をいう。
- 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところによる。
- 「併用住宅」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下の

ものをいう。

- (2) 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定による申出をしようとする者 前号の金額(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出については、第4号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	床面積の合計	確認の申請書	
1	100平方メートル以下のもの	磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)	31,000円
		書類又は図書のみ	33,000円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	42,000円
		書類又は図書のみ	44,000円
3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	58,000円
		書類又は図書のみ	60,000円
4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	85,000円
		書類又は図書のみ	87,000円
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	114,000円
		書類又は図書のみ	116,000円
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	273,000円
		書類又は図書のみ	275,000円
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	468,000円
		書類又は図書のみ	470,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	磁気ディスク等	728,000円
		書類又は図書のみ	730,000円

備考

- 1 この表中の用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準法施行令における用語の意義によるものとする。
- 2 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法第86条の8第1項の規定による認定(同条第3項の認定を含む。))に係る建築物にあつては、当該各号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積)とする。
 - (1) 建築物の建築をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。
 - ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に、建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付(以下この号及び次号において「確認済証の交付」という。)があった場合

イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）

(3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積とする。

(4) 確認済証の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画を変更する部分の床面積（守口市建築基準法施行条例第5条第1項の表の備考1の第4号の市長が規則で定めるところにより算定したものに限り。）に2分の1を乗じて得た面積

(3) 法第6条第2項の規定による申出（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）をしようとする者 前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	申出に係る昇降機の内容	確認の申請書	
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等	19,000円
		書類又は図書のみ	21,000円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	11,000円
		書類又は図書のみ	13,000円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等	9,000円
		書類又は図書のみ	11,000円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	7,000円
		書類又は図書のみ	9,000円

備考 金額の欄に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

(4) 法第8条第1項の変更の認定（以下この別表において「変更の認定」という。）を申請しようとする者（次号に掲げる者を除く。） 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請	床面積の合計	住宅	
1	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付さ		新築基準が適用される住宅	1,900円
			増改築基準が適用される住宅	2,700円

	れた一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの				
2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	3,700円	変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合この表に掲げる金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額（その金額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこの表に掲げる金額を超える場合にあっては、この表に掲げる金額とする。
			増改築基準が適用される住宅	5,600円	
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	6,500円	
			増改築基準が適用される住宅	9,900円	
		1,000平方メートルを超え	新築基準が適用される住宅	9,500円	
		3,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	14,300円	
		3,000平方メートルを超え	新築基準が適用される住宅	17,500円	
		5,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	26,300円	
		5,000平方メートルを超え	新築基準が適用される住宅	29,800円	
		10,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	44,800円	
10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	49,300円			
		増改築基準が適用される住宅	74,100円		
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	12,700円	法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円
			増改築基準が適用される住宅	18,900円	
4	その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	23,300円	ア 変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合この表に掲げる金額を認定対象住戸全ての数で除して得
			増改築基準が適用される住宅	35,100円	
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	37,700円	
			増改築基準が適用される住宅	56,600円	

	1,000平方メートルを超え	新築基準が適用される住宅	73,800円	た額（その金額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこの表に掲げる金額を超える場合にあっては、この表に掲げる金額とする。 イ 法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円
	3,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	110,900円	
	3,000平方メートルを超え	新築基準が適用される住宅	134,500円	
	5,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	201,800円	
	5,000平方メートルを超え	新築基準が適用される住宅	233,800円	
	10,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	350,800円	
	10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	431,600円	
		増改築基準が適用される住宅	647,500円	

備考 第1号の表の備考の規定は、この表についても適用する。

- (5) 法第9条第1項又は第3項の規定により法第8条第1項の変更の認定を受けようとする者 1,500円
- (6) 法第10条の承認を受けようとする者 1,500円
- (7) 法第5条第1項から第5項までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明を受けようとするもの 1通につき980円
- (8) 法第18条第1項の許可を受けようとする者 160,000円

附 則（令和3年12月24日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の守口市手数料条例別表第3第1号及び第4号の規定は、この条例の施行の日以後にされる長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請及び同法第8条第1項の変更の認定の申請（以下「認定の申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前にされた認定の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。